

令和 6 年第 9 回

東大和市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 26 日

東大和市役所会議棟第 1 ・ 2 会議室

東大和市農業委員会

令和6年第9回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月26日（木）午後2時00分
場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
招集者 東大和市農業委員会長 岩田高雄
議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第25号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第26号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第27号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの
証明願いについて
日程第7 議案第18号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
日程第8 議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての
証明願いについて

出席委員（15名）

1番 原 章記	2番 和地 肅
3番 橋本訓夫	4番 小林由美子
5番 杉本実	6番 栗原勇
7番 町田悦郎	8番 内野雄文
9番 真野春男	10番 橋本翔吾
11番 内野博司	12番 大熊和春
13番 岩田高雄	14番 内野純子
15番 西川慶子	

欠席委員 なし

出席した職員

事務局長 井上昌弘 係長 小川圭

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は15名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会長 皆様、こんにちは。

この一週間、朝晩はだいぶ涼しくなり、少しほとぎすになって参りました。しかしながら、長期予報では、10月も30℃を超える暑い日が続くようです。

季節の変わり目は、体調維持が難しく、風邪をひいたりすることがあるので、くれぐれも気を付けていただきたいと思います。

さて、今月は農業委員の皆様に大変多くの活動をしていただきました。9月3日は、北多摩地区農業委員のWEB研修がありました。5日には新宿において広報部会の研修もありました。

また、19日には、職務代理、各部会長の研修があり、24日には、芋窪、蔵敷地区の農地パトロールがありました。出席された委員の皆様は大変ご苦労様でした。

農地パトロールについては、明日、奈良橋、高木地区、30日には、狭山、清水地区が予定されていますのでよろしくお願ひいたします。

産業まつりについては、あとひと月ちょっととなりましたが、高温が続き、野菜の生育状況が懸念されるところであります。現在、農地をいろいろ見て参りますと、サツマイモ、サトイモなどの根菜類は、かなり順調に育っていると見受けられますが、キャベツやブロッコリーなどの果菜類は、高温などの影響により定植が遅れているようで心配しております。

また、果実類や柑橘類は、春先からカメムシが大量発生した影響で傷んだり、また高温で腐敗したりする被害がでていると聞いておりますが、産業まつりまでには何とか立派なものを作りいただき、宝船や共進会にご出品いただきたいと思います。

本年は、町田委員が産業まつり農業部門の実行委員長で頑張っておられますので、我々農業委員会としても支援をしていきたいと思っています。

本日は、定例総会終了後に10月発行「農の人」の編集進捗状況についてご説明いただきますとともに、産業まつりに向けての日程調整をお願いしたいと思います。後ほど、職務代理から説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎開会

議長 ただいまより令和6年第9回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について事務局より報告いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第8までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第25号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第26号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第27号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第18号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

日程第8、議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、3番、橋本訓夫委員、4番、小林由美子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。

9月3日は、北多摩地区連合会によります、北多摩地区農業委員のWEB研修にご出席をいただきありがとうございました。

9月17日は、東京都農業会議の常設審議委員会が開かれ、奥多摩町の開発行為の審議案件について調停をさせていただきました。

奥多摩町は、人口減少に歯止めをかける為、あらゆる施策を講じているところでありますが、このたび、町が古里に土地を買い上げ、15棟ほどの住宅を建設することです。青梅街道に面し、その向こうには多摩川が流れています。

これまで奥多摩町では、20年間町に定住いただくことを条件に家賃なしで住宅を貸与し、20年経過後その家屋を無償で譲渡するとの内容でした。しかしながら子供が成長するにつれ、通学、通勤に時間がかかるなどを理由に定住せず、移転する方が多かったとのことです。今般の新しいプランは、無償で貸与せず、家賃を取り定住促進を図ることです。

9月18日は、市内農地の現地調査に同行いたしました。

24日は、芋窪、蔵敷地区の農地パトロールがございました。主だったところを見ましたが、概ね同じところが指導対象となるようです。

同日JA東大和支店において、産業まつりの実行委員会が開催されました。

25日には、農業会議の後継者顕彰に推薦しております、狭山の杉本園の若夫婦のところに調査チーム10名が訪問。現地調査が行われ、その立ち合いをいたしました。これについては、来月開催される常設審議委員会において、リストに基づき都知事賞などを選定する予定となっています。

以上で報告を終わります。

◎報告第25号

議長 続きまして、日程第3、報告第25号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告をいたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 報告第25号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年9月26日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第25号 農地法第3条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

報告第25号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第26号

議長 続きまして、日程第4、報告第26号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 続きまして、報告第26号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

のことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年9月26日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第26号 農地法第4条の規定による届出1件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第26号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第27号

議 長 続きまして、日程第5、報告第27号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 続きまして、報告第27号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。

のことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年9月26日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第27号 農地法第5条の規定による届出4件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第27号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第17号

議 長 続きまして、日程第6、議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第17号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いについて
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願
いについて農業委員会の意見を求める。

令和6年9月26日 東大和市農業委員会長 岩田 高雄。

つづきまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者につきましては、相続人欄に記載されており、被相続人の養女であります。

特例適用農地につきましては、芋窪3丁目にございます畠1筆、合計面積は、1,024m²
となっております。

次のページは、①の位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の立ち合いのもと、岩田会長、杉本農地部会長、橋本翔吾委員、事務
局が現地調査を行いました。

農地①では市民農園として、多品目の作物が栽培されていることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い1件について、ご説明させて
いただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは、申請番号①について審議いたします。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であ
るか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事の状況について報告を求めます。

芋窪地区担当委員橋本訓夫委員を指名します。

橋本委員 被相続人につきましては、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

議 長 ご報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、相続税の納税委猶予に関する適格者であることの証明書を発行することに決定いたします。

議 長 続きまして、日程第7、議案第18号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第18号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第18号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年9月26日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請番号1については、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地については、蔵敷3丁目にございます畑2筆、合計面積は843m²となっております。

次のページは位置図、裏面は公図の写しであります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者が都合で立会えないことから、ご了解を得て、岩田会長、杉本農地

部会長、橋本翔吾委員、事務局が現地調査を行いました。

①、②の筆では、ネギ、オクラ、ラッカセイ、キャベツを栽培していることを確認いたしました。

続きまして申請番号2番については、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、蔵敷2丁目にございます畠2筆で合計面積は、1,752m²となっております。

次のページは位置図、裏面は公図の写しであります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査は、申請者本人の立会いの下、岩田会長、杉本農地部会長、橋本翔吾委員、事務局が現地調査を行いました。

現在、①、②の筆では、苗木、サトイモ、エダマメ、チゲンサイ等を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いに2件ついてご説明をさせていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第19号

議長 続きまして、日程第8、議案第19号 生産緑地法第10条の規定による買取申し出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願い1件について、事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第19号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて
生産緑地法第10条の規定による買取り申出する生産緑地につき、同条に規定する農業
の主たる従事者についての証明願いについて農業委員会の意見を求める。

令和6年9月26日 東大和市農業委員会長 岩田 高雄。

つづきまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者につきましては、相続人欄に記載されておりますとおりで、被相続人の養女及び
孫であります。買取り申出が生じた理由は、主たる農業者であった被相続人の死亡による
ものです。

買取り申出生産緑地は、上北台1丁目にございます畠1筆、面積は、680m²となって
おります。

①の位置図、公図の写しは別紙のとおりであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者のご了解を得て、岩田会長、杉本農地部会長、橋本翔吾委員、事
務局が現地調査を行いました。

①の筆では市民農園として多品目の作物が栽培されていることを確認いたしました。

以上、生産緑地法第10条の規定による買取り申し出する生産緑地につき、同条に規定

する農業の主たる従事者についての証明願1件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願ひいたします。

議長 それでは、申請番号①について審議いたします。

本事案は、説明のとおり、申請者の義母、祖母が生前に農業に従事していたかをご判断していただくものです。

生前、申請者の義母、祖母が営農していたかどうかについて、地区担当員の意見を求めます。

芋窪地区担当委員 橋本訓夫委員を指名します。

橋本委員 被相続人につきましては、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

議長 ご報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いを発行することに決定いたします。

以上で全日程を終了いたしました。

◎閉会

議長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例委総会を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 2時56分)

東大和市農業委員会會議規則第22条の規定により署名する。

農業委員会長

署名委員

署名委員